

新型コロナウイルス感染症  
拡大防止のため、政府は4  
月7日、全国に緊急事態宣  
言を発令した。この時期は  
我が国の上場会社の7割程  
度を占める3月期決算企業  
にとって決算業務の真つた  
だ中である。

かかる事態を受けて金融  
庁は、「新型コロナウイルス  
感染症の影響を踏まえた  
企業決算・監査等への対応  
に係る連絡協議会」を立ち

## コロナ下の株主総会

関係者間で現状の認識、対  
応の在り方などを共有、声  
明発表を行ってきた。  
有価証券報告書に関して  
は、現状、決算日より3カ  
月以内の提出が必要である  
が、内閣府令の改正により、  
一律9月末までに延長され  
た。緊急事態宣言の発令に  
より、不要不急の外出自粛  
が要請され、従業員の安全  
確保のための在宅勤務によ  
り、決算業務が通常よりも  
大きく遅延した。さらに口  
ツクダウンによるより厳し  
い措置がとられている海外  
子会社などを有する場合、  
これら海外連結子会社など  
の情報が入手できなけれ

ば、決算自体が組めない状  
況となる。  
結果、決算発表が遅延し  
てしまった企業が続出し  
た。また、監査に関しても  
オンラインによるやりとり  
でデータの授受、意見交換  
等が十分できる状況下であ  
れば問題ないが、情報通信  
インフラが十分整備されて  
いなければ、従来の作業効  
率を確保することは難しく  
なった。

株主総会に關しても7月  
以降の開催延期が推奨され  
ている。基準日(会社法上、  
基準日から3カ月以内に株  
主総会を開催する必要があ  
り、多くの企業は、期末日  
を基準日としている)を委  
更する方法。当初予定した  
時期に定時株主総会を開催  
し、取締役の選任等及び続  
行の決議を行い、計算書類、  
監査報告についてはこの継  
続会にて対応する方法が紹  
介されている。

しかしながら、これらは  
いずれも決算・監査業務の  
遅延に対する手当てであり、  
株主総会開催によって、株  
主を含め関係者一同が長時  
間、密集することに関して  
の感染症対策に関しては、  
あまり議論されていないよ  
うに感じる。当局によると、  
株主総会を開催しつつ当該  
株主総会の会場にいない株  
主についても、インターネ  
ットなどの手段を用いて遠  
隔地からこれに参加・出席  
することを許容するハイブ  
リット型株主総会は認めて  
いる。

一方、実際に開催する場  
所がないバーチャル空間の  
みで行う方式でのバーチャ  
ルオンライン型株主総会は、  
会社法上一株主総会の招集  
に際しては株主総会の場所  
を定めなければならない。  
とされているため、認めら  
れないとされている。結果、  
株主来場の自粛を求める程  
度の対応しかできない状況  
にある。

# バーチャルオンライン 開催実現へ議論を



愛知淑徳大学ビジネス学部教授  
公認会計士

前田 篤

また、あつし 監査論、会計  
実務。慶応義塾大学経済学部卒業。  
監査法人伊東会計事務所(現PWC)  
Cあらた有限責任監査法人)など  
を経て現職。1959年生まれ。

国會中継で議員が密集  
し、マスク姿で議論してい  
る姿を見るにつけ、頭が痛  
くなるのであるが、今回の  
コロナ騒動を機に働き方の  
変革・革新が一層進み、株  
主総会開催の在り方に関し  
ての議論も進展することを  
願うところである。